令和 2 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 第四期入試 民法

【出題趣旨及び採点基準】

第1 設問1について

現行法と改正法についての学習の程度を確認する問題である。

各設問は、現行法の立場について判例のとっている理論構成や考え方を意識しながら、改正の理由や改正の条文の確認をしていれば、十分に解答できる問題である。

採点は、各番号に該当する語句が正確に記載されている場合に点数を与えた。

第2 設問2について

- (1)、(2) ともに、判例についての理解を問うものである。
- (1) は、内縁関係については、判例は準婚関係とし、内縁関係に適用される条文と適用されない条文について明らかにしている。本間は、相続と財産分与についてこの規定が適用されないことについての理解を問うものである。採点基準は、内縁の法的性質を説明しているか、その上で相続等の条文が適用できない理由が明らかにできているかを評価する。
- (2) は、各相続人の行為がその行為の性質から詐害行為に該当するかについての理解を問うものである。学習する際に同じような場合でありながら、結論が違う時、その理由を考えて理解することが求められる。日常的にそのような学習ができているかを確認するものである。採点基準は、詐害行為取消の制度趣旨を理解して、相続放棄と遺産分割の法的性質や手続きの違いが理解できているかということを評価の対象とする。

第3 設問3について

設問3は、時効に関する理解を問うものである。

基本書を読む場合には、他の説がどのような理由で、判例や通説と異なる結論を採用しているのかを理解することが、判例・通説の理解を容易にすることになる。そのような学習が日常的にできているかを確認する出題である。

第1問は、時効の効果と援用の関係について、正確に理解しているかを聞くのである。 ここで、144条と 145条の関係が整合的に理解できていることを評価のポイントとす る。

第2問は、改正法は()書きで、当事者の例示をしたが、第2抵当権者が第1抵当権者の被担保債権の消滅時効の援用ができるかは、解釈の問題として残っているといわれている。そこで、解答者が判例についてどのような理解をしているかを問うものである。ここで、出題で第2抵当権者の抵当権設定時の状況や回収可能性、第三取得者との違いとの相違点を具体的に挙げてとしていることから、この点についてどの程度配

慮して記載されているかを評価のポイントとする。

第3間は、取得時効と登記についての判例の理解を問うものである。ここでは、判例 がどのような理由で、各事例でどのような結論をとっているかという理解が示されて いることを採点のポイントとする。

第4問は、判例に対する批判についての理解を問うものである。なぜ判例は、取得時効完成後の第三者との関係を対抗関係としたのかということについて、判例の考え方を理解しているかを採点のポイントとした。

以 上